

平成28年度改定「医科診療報酬点数と早見表」の追補について(第10報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。

- ・平成28年12月28日 保医発1228第1号 「検査料の点数の取扱いについて」
- ・平成29年1月31日 保医発0131第3号 「検査料の点数の取扱いについて」

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
344	右	下から16行目	<p><b>D001 尿中特殊物質定性定量検査</b></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 好中球ゼラチナーゼ結合性リポカリン(NGAL)(尿)</u>  <u>ア 好中球ゼラチナーゼ結合性リポカリン(NGAL)(尿)</u>  <u>は、区分「D001」尿中特殊物質定性定量検査の「16」</u>  <u>L型脂肪酸結合蛋白(L-FABP)(尿)の所定点数に</u>  <u>準じて算定する。</u></p> <p><u>イ 本検査は、急性腎障害の診断時又はその治療中に、</u>  <u>CLIA法により測定した場合に算定できる。ただし、診断</u>  <u>時においては1回、その後は急性腎障害に対する一連</u>  <u>の治療につき3回を限度として算定する。なお、医学的</u>  <u>必要性からそれ以上算定する場合には、その詳</u>  <u>細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u></p> <p><u>ウ 本検査と区分「D001」尿中特殊物質定性定量検査の</u>  <u>「16」L型脂肪酸結合蛋白(L-FABP)(尿)を併せて実</u>  <u>施した場合には、主たるもののみ算定する。</u></p> <p><u>(7)～(8) 略</u></p>	<p><b>D001 尿中特殊物質定性定量検査</b></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(新設)</p> <p><u>(6)～(7) 略</u></p>	字句挿入
393	右	上から2行目	<p><b>D023 微生物核酸同定・定量検査</b></p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 「8」の結核菌群核酸検出は、核酸増幅と液相ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、LCR法による核酸増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法、<u>LAMP法又は核酸増幅とキャピラリー電気泳動分離による検出を組み合わせた方法</u>による。          なお、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算定できる。</p> <p>(11)～(21) 略</p>	<p><b>D023 微生物核酸同定・定量検査</b></p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 「8」の結核菌群核酸検出は、核酸増幅と液相ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、LCR法による核酸増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法 <u>又はLAMP法</u>による。なお、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算定できる。</p> <p>(11)～(21) 略</p>	字句挿入